

社会福祉法人五十鈴会 行動計画

すべての職員が仕事と家庭の調和を図り、その能力を発揮できるようにするため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日

2. 内容

【目標1】 計画期間内に、男性職員の育児休業取得日数を3日以上にする。

(対策) 令和5年4月～

- ・ 育児休業取得制度についてパンフレットを設置し、対象職員には個別に周知する。
- ・ 法人の規則・規程を全職員に周知し、取得しやすい環境を整備する。

【目標2】 育児休業や育児のための時短制度を取得しやすい環境を整備する。

(対策) 令和5年4月～

- ・ 制度の目的や内容を周知する。
- ・ 余裕を持った職員配置に努める。

【目標3】 子の看護や通院等の「中抜け」(就業時間の途中から時間単位の有休休暇を取得し、就業時間の途中に戻る)制度を整備する。

(対策) 令和5年4月～

- ・ 制度について、職員に周知する。

【目標4】 職員のワーク・ライフ・バランスを確保するため、勤務間インターバル制度の周知を行う。

(対策) 令和5年4月～

- ・ シフト作成者、管理職は、制度の目的や内容を学習する。
- ・ 実行性があるものとするために、それぞれの職員のインターバルを毎月チェックする。